

令和 07・08・09 年度に実施する船舶の修繕に関する技術審査について

令和 7 年 1 月 21 日

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 澤井 俊

次のとおり、技術審査申請を受付（公募）します。

1 当該公募の概要

本件は、第一管区海上保安本部が発注する船舶修繕の受注を希望する事業者（参加者）を公募するものです。

参加を希望する事業者は、所定の様式により申込みを行い、令和 07・08・09 年度に第一管区海上保安本部が発注する船舶修繕を受注するために必要な要件を満たしているか否かの技術審査を受け、合格した場合は船舶修繕請負契約にかかる入札等に参加が可能となるものです。

2 参加申込者の技術審査

(1) 別表の「技術審査の区分」により審査を行います。

ただし、一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）が「申請に必要な資格」よりも下位の等級に属する事業者であっても上位の「技術審査の区分」の船舶の技術審査を申請することができます。

(2) 定期公募による技術審査

令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加（全省庁統一資格）（以下、「新資格」という。）の審査時期にあわせ募集を行い、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」による技術審査を実施し、合否を決定します。

(3) 定期公募以外の技術審査

上記 2（2）の審査時期に参加申込みができない事業者にあつては、次の定期公募までの期間において「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」に従い随時申込みを受付け、技術審査を実施し、合否を決定します。

3 参加要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 第一管区海上保安本部長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 新資格において、「役務の提供等（船舶整備）」のA、B、C、D いずれかの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者または当該資格に申請中の者であること。
なお、この他旧資格での申請も受け付けしますが、令和7年度以降の競争参加資格審査の等級が確定次第、その写しを提出することを条件とする。

4 応募要領

技術審査を希望する事業者は、「第一管区海上保安本部の船舶の修繕に関する技術審査基準」に基づき、下記5により配布する申請書及び審査に必要な資料等を提出場所の担当に提出すること。

5 申請書の配布、提出場所及び受付期間

(1) 申請書の配布、提出場所

〒047-8560 北海道小樽市港町5番2号
第一管区海上保安本部警備救難部船舶技術課
電話 (0134) 27-0118 (内線 2315)

※ 提出は持参又は郵送（特定記録、書留等の配達されたことが証明される方法に限る。）

(2) 受付期間

①定期公募による技術審査受付期間

令和7年1月21日（火）から令和7年1月31日（金）17時までの間

②定期公募以外での技術審査受付期間

令和7年2月3日（月）以降随時

5 申請に必要な提出書類

(1) 技術審査申請書（船舶修繕）及び技術審査資料

(2) 国土交通省競争参加資格に関する書類

①定期公募の場合

- a) 旧資格を有する者は、「令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書」の写し及び新資格の資格申請書の写し
- b) 旧資格を有しない者は、新資格の資格申請書の写し
- c) a)、b) いずれの場合も、新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類

②定期公募以外の場合

- a) 新資格を有する者は、「令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書」の写し
- b) 旧資格のみを有する者は、「令和 04・05・06 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書」の写し及び新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類の写し
- c) 旧資格を有しない者は、新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類の写し

(3) その他第一管区海上保安本部警備救難部長が必要と認める書類

6 申請手続き等に関する問い合わせ先

上記 5 (1) に同じ

7 その他

- (1) 随時審査による資格の有効期間は、資格を付与したときから有効です。
随時審査の場合、申請混雑の影響で、資格の付与に時間を要する場合もあり希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。
- (2) 技術審査に合格した場合でも、修理を行う船舶の修繕仕様書に定める回航日数等の条件によって受注できる船舶が限られる場合があります。

別表 技術審査の区分

| 技術審査の区分 | 船舶の区分 | 申請に必要な資格 |
|-----------------------|----------------------------|----------|
| 巡視船Ⅰ類甲(鋼)A | ヘリコプター2機搭載型巡視船 | A |
| | 5500トン型巡視船 | |
| 巡視船Ⅰ類甲(鋼)B | ヘリコプター1機搭載型巡視船 | B |
| | 3500トン型巡視船 | |
| | 3000トン型巡視船 | |
| | 2000トン型巡視船 | |
| 巡視船Ⅰ類乙(鋼) | 1000トン型巡視船(あそ型を除く) | B |
| 巡視船Ⅰ類(軽合金) | 1000トン型巡視船(あそ型に限る) | B |
| 巡視船Ⅱ類(鋼) | 500トン型巡視船 | B |
| | 350トン型巡視船(とから型を除く) | |
| | 180トン型巡視船(しもじ型に限る) | |
| 巡視船Ⅱ類(軽合金)A | 350トン型巡視船(とから型に限る) | B |
| | 180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ型を除く) | |
| 巡視船Ⅱ類(軽合金)B | 特130トン型巡視船 | C |
| 巡視船Ⅱ類(消防船)(鋼) | 消防船 | B |
| 巡視艇Ⅱ類(軽合金) | 35m型巡視艇(まつなみに限る) | C |
| | 30m型巡視艇(あそぎり型を除く) | |
| 巡視艇Ⅲ類(鋼) | 35m型巡視艇(まつなみを除く) | C |
| | 30m型巡視艇(あそぎり型に限る) | |
| | 23m型巡視艇 | |
| | 20m型巡視艇 | |
| | 18m型巡視艇 | |
| 特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼) | 放射能調査艇 | C |
| 特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金) | 警備艇(はやてに限る) | C |
| 測量船Ⅰ類(鋼) | 大型測量船 | B |
| 測量船Ⅱ類(鋼) | 中型測量船 | C |
| 測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼) | 27m型測量船 | C |
| | 20m型測量船 | |
| | 23m型灯台見回り船 | |
| | 17m型灯台見回り船 | |
| | 15m型灯台見回り船 | |
| 測量船Ⅲ類(軽合金) | 10m型測量船 | C |
| 特殊警備救難艇 実習艇Ⅲ類(FRP) | 警備艇(らいでんに限る) | C |
| | 監視取締艇 | |
| | A型実習艇 | |
| | C型実習艇 | |

参考：「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」4. (6)「申請に必要な資格」が別表によることができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日 国官会第22号)第29条第2項及び第3項により技術審査を申請することができる。

なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。